

小規模事業者持続化補助金＜一般型＞
 公募要領(第8版) 第7版からの新旧対照表

No	頁	第8版	第7版
1	表紙	第8版:2023年6月14日	第7版:2023年3月3日
2	表紙	小規模事業者持続化補助金＜一般型＞ 第13回公募	小規模事業者持続化補助金＜一般型＞ 第12回公募
3	表紙	2023年6月	2023年3月
4	P1	公募期間 公募要領公開:2023年3月3日(金) 申請受付開始:2023年3月10日(金) 申請受付締切: ※予定は変更する場合があります。 第13回:2023年9月7日(木) 事業支援計画書(様式4)発行 の受付締切:原則2023年8月31日(木)	公募期間 公募要領公開:2023年3月3日(金) 申請受付開始:2023年3月10日(金) 申請受付締切: ※予定は変更する場合があります。 第12回:2023年6月1日(木) 事業支援計画書(様式4)発行の 受付締切:原則2023年5月25日(木) 第13回:2023年9月7日(木) 事業支援計画書(様式4)発行の 受付締切:原則2023年8月31日(木)
5	P2	目次 9. 補助事業者の義務…………… 29	目次 9. 補助事業者の義務…………… 28
6	P5	2. 補助対象者 本補助金の補助対象者は、(1)から(5)に掲げる要件をいずれも 満たす日本国内に所在する小規模事業者(日本国内に居住する個 人、又は日本国内に本店を有する法人)等であることとします。	2. 補助対象者 本補助金の補助対象者は、(1)から(5)に掲げる要件をいずれも 満たす日本国内に所在する小規模事業者(個人、又は日本国内に 本店を有する法人)等であることとします。

7	P6	<p>(4)下記3つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」を原則本補助金の申請までに受領された者であること（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）。※「受領された」とは事務局から指摘のあった不備が解消した状態であることを指します。</p> <p>①「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」 ②「小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」 ③「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」 ※上記の様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」が受領されていない場合、補助対象者となりません。</p> <p>※補助事業者は、事業実施期間終了日の属する月の翌月から1年間を経過しなければ、様式第14を提出することができません。</p>	<p>(4)下記3つの事業において、採択を受けて、補助事業を実施した場合、各事業の交付規程で定める様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」の提出を本補助金の申請までに行った者であること（先行する受付締切回で採択された共同申請の参画事業者を含む）。</p> <p>①「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」 ②「小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」 ③「小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」 ※上記の様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果及び賃金引上げ等状況報告書」の提出を行っていない場合、過去採択した日から本補助金の受付締切日までに60か月以上経過していなければ、補助対象者となりません。</p>
8	P8	<p>4. 補助率、補助上限額等</p> <p>(2)特別枠における申請要件について</p> <p>①賃金引上げ枠</p> <p>｜ 概要 ｜</p> <p>最低賃金の引き上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間に事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者に対して支援します。</p> <p>加えて、賃金引上げ枠に申請する事業者のうち業績が赤字の事業者については、補助上限引き上げに加えて、補助率が2/3から3</p>	<p>4. 補助率、補助上限額等</p> <p>(2)特別枠における申請要件について</p> <p>①賃金引上げ枠</p> <p>｜ 概要 ｜</p> <p>最低賃金の引き上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間に事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者に対して支援します。</p> <p>加えて、賃金引上げ枠に申請する事業者のうち業績が赤字の事業者については、補助上限引き上げに加えて、補助率が2/3から3</p>

		<p>／4へ引き上がる(インボイス特例対象事業者は、インボイス特例による上乗せ部分も含む)と共に、加点を希望した場合は優先採択を実施します。</p>	<p>／4へ引き上がる(インボイス特例対象事業者は、インボイス特例による上乗せ部分も含む)と共に、政策加点による優先採択を実施します。</p>
9	P8	<p> 要件 </p> <p>補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金(※1)が申請時の地域別最低賃金より+30円以上であること。<u>すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、現在支給している(※2)事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があります。</u></p> <p>※1:別紙「参考資料」のP.6を参照ください。</p> <p>※2:申請時点において直近1か月で支給している賃金のことを行います(例えば、6月に申請する場合は、5月に支払った賃金がかかる賃金台帳の提出が必要)。</p> <p>(注)申請時点において、従業員がいない場合は、本枠の対象外です。</p> <p>(注)申請時点及び実績報告時点において、支給している事業場内最低賃金が、地域別最低賃金以上である必要があります。</p> <p>(注)上記要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。</p>	<p> 要件 </p> <p>補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金(※1)が申請時の地域別最低賃金より+30円以上であること。<u>すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、現在支給している(※2)事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があります。</u></p> <p>※1:別紙「参考資料」のP.6を参照ください。</p> <p>※2:申請時点において直近1か月で支給している賃金のことを行います(例えば、6月に申請する場合は、5月に支払った賃金がかかる賃金台帳の提出が必要)。</p> <p>(注)申請時点において、従業員がいない場合は、本枠の対象外です。</p> <p>(注)申請時点において、支給している事業場内最低賃金が、地域別最低賃金以上である必要があります。</p> <p>(注)上記要件を満たさない場合は、交付決定後であっても、補助金の交付は行いません。</p>
10	P8	<p> 必要な手続き </p> <p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「賃金引上げ枠」欄にチェック。 ✓ 補助事業計画②(様式3)の「Ⅱ.経費明細表」の「賃金引上げ枠」欄にチェック。 ✓ 労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳(※1)の 	<p> 必要な手続き </p> <p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「賃金引上げ枠」欄にチェック。 ✓ 補助事業計画②(様式3)の「Ⅱ.経費明細表」の「賃金引上げ枠」欄にチェック。 ✓ 労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳(※1)の

		<p>写しを提出(※2)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「賃金引上げ枠の申請に係る誓約書」(様式7)の提出。 ✓ 雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写しを提出(※2)。例)雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等 <p><実績報告書の提出時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実績報告書提出時点における直近1か月分の、労働基準法に基づく賃金台帳(※1)の写しを提出(※2)。 ✓ 雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写しを提出(※2)。例)雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等 <p>※1:労働基準法に基づく賃金台帳は、別紙「参考資料」P.7の記載内容を満たしている必要があります。</p> <p>※2:役員、専従者従業員を除く全従業員分の提出が必要です。</p>	<p>写しを提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「賃金引上げ枠の申請に係る誓約書」(様式7)の提出。 ✓ 役員、専従者従業員を除く全従業員の雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写しを提出。例)雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等 <p><実績報告書の提出時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実績報告書提出時点における直近1か月分の、労働基準法に基づく賃金台帳(※1)の写しを提出。 ✓ 役員、専従者従業員を除く全従業員の雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写しを提出。例)雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等 <p>※1:労働基準法に基づく賃金台帳は、別紙「参考資料」P.7の記載内容を満たしている必要があります。</p>
11	P10	<p>②卒業枠</p> <p> 必要な手続き </p> <p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「卒業枠」欄にチェック。 ✓ 補助事業計画②(様式3)の「Ⅱ.経費明細表」の「卒業枠」欄にチェック ✓ 労働基準法に基づく最新の労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)(※1)を提出。 ✓ 「卒業枠の申請に係る誓約書」(様式8)の提出。 <p><実績報告書の提出時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実績報告書提出時点における、労働基準法に基づく最 	<p>②卒業枠</p> <p> 必要な手続き </p> <p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「卒業枠」欄にチェック。 ✓ 補助事業計画②(様式3)の「Ⅱ.経費明細表」の「卒業枠」欄にチェック ✓ 直近1か月間における、労働基準法に基づく労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)(※1)を提出。 ✓ 「卒業枠の申請に係る誓約書」(様式8)の提出。 <p><実績報告書の提出時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 実績報告書提出時点における直近1か月間の、労働基

		<p>新の労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)(※1)を提出。</p> <p>※1:労働基準法に基づく労働者名簿は、別紙「参考資料」P.7の記載事項を満たしている必要があります。</p>	<p>準法に基づく労働者名簿(常時使用する従業員分のみ)(※1)を提出。</p> <p>※1:労働基準法に基づく労働者名簿は、別紙「参考資料」P.7の記載事項を満たしている必要があります。</p>
12	P11	<p>④創業枠</p> <p> 要件 </p> <p>※4:「創業枠」で採択され事業を実施した事業者は、同一の法人、同一個人の別屋号において、再度「創業枠」で申請することはできません。</p>	<p>④創業枠</p> <p> 要件 </p> <p>※4:「創業枠」で採択され事業を実施した事業者は、同一の法人、同一個人の別屋号において、再度申請することはできません。</p>
13	P11	<p> 必要な手続き </p> <p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「創業枠」欄にチェック。 ✓ 補助事業計画②(様式3)の「Ⅱ.経費明細表」の「創業枠」欄にチェック。 ✓ 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けたことの証明書(※)の写しを提出。 <p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(原本)を申請書に添付して提出(申請書の提出日から3か月以内の日付のものに限ります)。 <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 開業届(税務署受付印のあるもの)の写しを申請書に添付して提出。電子申告した方は、「受付結果(受信通 	<p> 必要な手続き </p> <p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「創業枠」欄にチェック。 ✓ 補助事業計画②(様式3)の「Ⅱ.経費明細表」の「創業枠」欄にチェック。 ✓ 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けたことの証明書(※)の写しを提出。 <p><法人の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(原本)を申請書に添付して提出(申請書の提出日から3か月以内の日付のものに限ります)。 <p><個人事業主の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 開業届(税務署受付印のあるもの)の写しを申請書に添付して提出。電子申告した方は、「受付結果(受信通

		<p>知)」を印刷したものを受付印の代用として添付してください。</p> <p>※当該証明書の内容等の詳細については、当該認定市区町村等に直接お問い合わせください。証明書の有効期限が切れている場合も、要件に適合していれば提出書類として認められます。</p>	<p>知)」を印刷したものを受付印の代用として添付してください。</p> <p>※当該証明書の内容等の詳細については、当該認定市区町村等に直接お問い合わせください。</p>
14	P15	<p>③ウェブサイト関連費</p> <p>○ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4(最大50万円)が上限です。</p> <p>○交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の1/4(最大50万円)が上限となります。例えば、補助金確定額を50万円とした場合、そのうち12.5万円までがウェブサイト関連費として計上可能です。</p> <p>○ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。</p> <p>○ウェブサイト、システム開発等に関連する経費については、すべてこちらで計上してください。</p>	<p>③ウェブサイト関連費</p> <p>○ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4が上限です。</p> <p>○交付すべき補助金の額の確定時に認められる補助金総額の1/4が上限となります。例えば、補助金確定額を50万円とした場合、そのうち12.5万円までがウェブサイト関連費として計上可能です。</p> <p>○ウェブサイト関連費のみによる申請はできません。</p> <p>○ウェブサイトに関連する経費については、すべてこちらで計上してください。</p>
15	P15	<p> 対象となる経費例 </p> <ul style="list-style-type: none"> システム開発、構築に係る経費(インターネットを活用するシステム、スマートフォン用のアプリケーション、業務効率化のためのソフトウェアなど) 	<p> 対象となる経費例 </p> <ul style="list-style-type: none"> システム開発に係る経費(インターネットを活用するシステム、スマートフォン用のアプリケーション、業務効率化のためのソフトウェア、システム構築など)
16	P19	<p>(2)補助対象外となる経費</p> <p>4)自社内部やフランチャイズチェーン・ポランタリーチェーン等における本部との取引によるもの</p>	<p>(2)補助対象外となる経費</p> <p>4)自社内部やフランチャイズチェーン・ポランタリーチェーン本部との取引によるもの</p>
17	P22	<p>6. 申請手続き</p> <p>(1)受付開始及び締切</p>	<p>6. 申請手続き</p> <p>(1)受付開始及び締切</p>

		<p>○公募要領公表:2023年3月3日(金) ○申請受付開始:2023年3月10日(金) ○申請受付締切: 第13回:2023年9月7日(木)[郵送:締切日当日消印有効] (事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則 2023年8月31日(木)) ※予定は変更する場合があります。</p>	<p>○公募要領公表:2023年3月3日(金) ○申請受付開始:2023年3月10日(金) ○申請受付締切: 第12回:2023年6月1日(木)[郵送:締切日当日消印有効] (事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則 2023年5月25日(木)) 第13回:2023年9月7日(木)[郵送:締切日当日消印有効] (事業支援計画書(様式4)発行の受付締切 原則 2023年8月31日(木)) ※予定は変更する場合があります。</p>
18	P22	<p><u>(2)申請手続きの基本的な流れ</u></p> <p>②補助金事務局等に申請をする前までに、「経営計画書」および「補助事業計画書」(様式2・3)の写し、希望する枠や加点等に関する書類等を地域の商工会・商工会議所窓口へ提出の上、「事業支援計画書」(様式4)の作成・交付を受けてください。「事業支援計画書」の交付を受けるにあたり、申請者に事業計画の内容や提出書類の過不足(特別枠に申請される場合は、要件を満たしているかも含む)等について確認をさせていただきます。</p> <p>※開設時間はお近くの商工会・商工会議所にご確認ください。 また、訪問時には事前にご連絡をお願いします。</p> <p>※②において「経営計画書」および「補助事業計画書」(様式2・3)の写しを地域の商工会・商工会議所へ提出した後、必要があれば、内容を加筆・修正して、補助金事務局等へ提出しても構いません。ただし、その際には、実際に補助金事</p>	<p><u>(2)申請手続きの基本的な流れ</u></p> <p>②補助金事務局等に申請をする前までに、「経営計画書」および「補助事業計画書」(様式2・3)の写し、希望する枠や加点等に関する書類等を地域の商工会・商工会議所窓口へ提出の上、「事業支援計画書」(様式4)の作成・交付を受けてください。「事業支援計画書」の交付を受けるにあたり、申請者に事業計画の内容や提出書類の過不足(特別枠に申請される場合は、要件を満たしているかも含む)等について確認をさせていただきます。</p> <p>※開設時間はお近くの商工会・商工会議所にご確認ください。 また、訪問時には事前にご連絡をお願いします。</p> <p>※②において「経営計画書」および「補助事業計画書」(様式2・3)の写しを地域の商工会・商工会議所へ提出した後、必要があれば、内容を加筆・修正して、補助金事務局等へ提出しても構いません。ただし、その際には、実際に補助金事</p>

		<p>務局等に提出した最終版の写しを、地域の商工会・商工会議所に必ず提出してください。</p> <p>(「事業支援計画書(様式4)」発行の受付締切は、原則公募締切の1週間前となります。)</p> <p>※電子申請の場合は、必要項目を入力した一時保存の画面(PDF)もあわせて地域の商工会・商工会議所窓口へ提出してください。</p>	<p>務局等に提出した最終版の写しを、地域の商工会・商工会議所に必ず提出してください。</p> <p>(「事業支援計画書(様式4)」発行の受付締切は、原則公募締切の1週間前となります。)</p>
19	P23	<p>(3)電子申請の申請先及び留意事項</p> <p>【商工会地区】</p> <p>https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W5h0000017BB5EAM</p> <p>【商工会議所地区】</p> <p>https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W5h0000017BBAEA2</p>	<p>(3)電子申請の申請先及び留意事項</p> <p>【商工会地区】</p> <p>https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000007CgH3EAK</p> <p>【商工会議所地区】</p> <p>https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000007CgIQEA0</p>
20	P24	<p>7. 採択審査</p> <p>I. 基礎審査</p> <p>次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格とします。</p> <p>①必要な提出資料がすべて提出されていること</p> <p>②「2. 補助対象者」(P.5)・「3. 補助対象事業」(P.6) ・「4. 補助率、補助上限額等」(P.7)・「5. 補助対象経費」(P.13)の要件及び記載内容に合致すること</p>	<p>7. 採択審査</p> <p>I. 基礎審査</p> <p>次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格とし、その後の審査を行いません。</p> <p>①必要な提出資料がすべて提出されていること</p> <p>②「2. 補助対象者」(P.5)・「3. 補助対象事業」(P.6) ・「4. 補助率等」(P.7)・「5. 補助対象経費」(P.13)の要件及び記載内容に合致すること</p>

21	P25	<p>Ⅲ.加点審査</p> <p>政策的観点から加点審査を行います。加点は、【重点政策加点】、【政策加点】からそれぞれ1種類、合計2種類まで選択することができます。</p> <p>※【重点政策加点】、【政策加点】から2種類以上を選択された場合には、加点審査の対象となりませんので、お間違えのないようご注意ください。</p>	<p>Ⅲ.加点審査</p> <p>政策的観点から加点審査を行います。加点は、【重点政策加点】、【政策加点】からそれぞれ1種類、合計2種類まで選択することができます。</p> <p>3種類以上を選択された場合には、書類不備となりますので、お間違えのないようご注意ください。</p>
22	P25	<p>【重点政策加点】</p> <p>①赤字賃上げ加点</p> <p>賃金引上げ枠に申請する事業者のうち、赤字である事業者(P.9の「業績が赤字の事業者に対する要件」を確認ください)に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=赤字賃上げ加点)を行います。</p>	<p>【重点政策加点】</p> <p>①赤字賃上げ加点</p> <p>賃金引上げ枠に申請する事業者のうち、赤字である事業者(P.8の「業績が赤字の事業者に対する要件」を確認ください)に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=赤字賃上げ加点)を行います。</p>
23	P26	<p>③東日本大震災加点</p> <p>○東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示等の対象となった福島県12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村)に補助事業実施場所が所在する事業者に対して採択審査時に政策的観点から加点(=東日本大震災加点)を行います。</p>	<p>③東日本大震災加点</p> <p>○東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示等の対象となった福島県12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村)に所在する事業者に対して採択審査時に政策的観点から加点(=東日本大震災加点)を行います。</p>
24	P26	<p>④くるみん・えるぼし加点</p> <p>次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく「くるみん認定」を受けている事業者、もしくは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく「えるぼし認定」を受けている事業者に対して、採択審査時に政策的観</p>	

		<p>点から加点(=くるみん・えるぼし加点)を行います。</p> <p>政策加点の⑤一般事業主行動計画策定加点にも該当し選択されている場合は、重点政策加点分のみ加点されますのでご注意ください。</p> <p><必要な手続></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「経営計画書」(様式2)の「加点の付与を希望する」「くるみん・えるぼし加点」欄にチェック。 ✓ 基準適合一般事業主認定通知書の写しを申請書に添付して提出。 	
25	P28	<p>【政策加点】</p> <p>⑤一般事業主行動計画策定加点</p> <p>従業員 100 人以下の事業者で「女性の活躍推進企業データベース」に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者、もしくは従業員100人以下の事業者で「両立支援のひろば」に次世代法に基づく一般事業主行動計画を公表している事業者に対して、採択審査時に政策的観点から加点(=一般事業主行動計画策定加点)を行います。</p> <p>重点政策加点の④くるみん・えるぼし加点にも該当し選択されている場合は、重点政策加点分のみ加点されますのでご注意ください。</p> <p>※厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」 (https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/)</p> <p>※厚生労働省「両立支援のひろば」 https://ryouritsu.mhlw.go.jp/hiroba/search_int.php</p>	

		<p><必要な手続></p> <p>✓ 「経営計画書」「経営計画書」(様式2)の「加点の付与を希望する」「一般事業主行動計画策定加点」欄にチェック。</p>	
26	P28	<p>8. 補助事業実施期間等 (削除)</p>	<p>8. 補助事業実施期間等 (受付締切) 第8回受付締切分 (補助事業実施期間) 交付決定日から2023年2月28日(火)まで (補助事業実績報告書提出期限) 2023年3月10日(金)</p>